

男鹿市告示第34号

男鹿市集会施設改修等事業補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和8年4月1日

男鹿市長 菅原 広二

男鹿市集会施設改修等事業補助金交付要綱の一部を改正する告示

男鹿市集会施設改修等事業補助金交付要綱（令和5年男鹿市告示第31号）の一部を次のように改正する。

改正後		改正前	
別表（第3条、第4条関係）		別表（第3条、第4条関係）	
対象経費	補助金の額	対象経費	補助金の額
①増築・改修	<u>60万円</u> と補助対象経費の2分の1のいずれか低い額。ただし、①と②同時施工の場合は、 <u>120万円</u> と補助対象経費の2分の1のいずれか低い額を限度とする。	①増築・改修	<u>50万円</u> と補助対象経費の2分の1のいずれか低い額。ただし、①と②同時施工の場合は、 <u>100万円</u> と補助対象経費の2分の1のいずれか低い額を限度とする。
②水洗化・バリアフリー化		②水洗化・バリアフリー化	
備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。			

附 則

この告示は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。